

入札監理小委員会における審議の結果報告 産業財産権研究推進事業

産業財産権研究推進事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成27年4月から平成29年6月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 実施要項（案）全般の審議について

実施要項（案）の修正を伴う委員の意見はなかったが、以下の点について確認した。

【論点①】

事業の目的である産業財産権制度に精通した研究者の育成を進める観点からも、研究者の行った研究の質について査読付論文の投稿数等で確認すべきなのではないか。（13頁）

【対応】

事業期間が短く、また、この分野の研究者も少ないことから、査読付論文の投稿数でその質を図ることは困難であること、現在、研究成果報告書の送付や研究成果報告会を通じてその成果を確認していることを踏まえ、今後は研究成果報告会の関係機関への周知徹底や研究成果報告書についてのフォローアップ等、運用面で工夫するよう指摘した。

【論点②】

事業内容を一部変更しているが、事業遂行上支障はないか。

【対応】

派遣研究者の所在、研究の進捗状況及び生活・健康状態について確認については1か月に1回を2か月に1回に変更しているが、パブリックコメントの意見にもあるように支障はないことを確認した。（7頁）

【論点③】

平成26年度開始事業では入札スケジュールがタイトであり、結果として従来からの事業者の二者応札となっているが、十分な期間が確保されているか。

【対応】

入札公告から企画書等の提出期限まで25日であったものを1か月半とし、民間事業者の準備期間を確保することとした。（15頁）

【論点④】

二者応札であったことを踏まえ、競争性の確保について検討すべき。

【対応】

提案書作成の期間を長めに設定する、専門職大学院（技術経営、知的財産分野）へ周知する等の対応をした点が小委員会で報告され、実施要項（案）の内容について確認を行った。

2. 意見募集結果等について

平成 26 年 10 月 27 日から 11 月 25 日の間の意見募集の結果、2 者から 4 件の意見があり、以下のとおり所要の修正を行った。

・再委託の取扱いの承認基準については、入札説明書において提示することを明確化した。(20 頁)

・研究の質の確保に係るアンケートの回答選択肢について見直しを行った。(30 頁)

・事業者・研究者間の契約内容について、研究内容等に不正行為があった場合、過去の研究内容にとどまらず、本契約の履行についても解除事項とすることを明確化した。(34 頁)

以上